

学校法人筑波学園寄付行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人筑波学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を茨城県土浦市湖北二丁目10番35号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人の目的は次のとおりとする。

- (1) 教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行う。
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法に従い、介護福祉士養成施設教育を行う。
- (3) 理学療法士及び作業療法士法に従い、理学療法士ならびに作業療法士養成施設教育を行う。
- (4) 保健師助産師看護師法に従い、看護師養成所教育を行う。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) アール医療福祉専門学校（医療専門課程、社会福祉専門課程、文化・教養専門課程、商業実務専門課程）

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 設置する学校の長のうちから互選された者 1人
- (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 2人
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3人

2 前項第1号及び第2号の理事は、学校の長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(親族関係者等の制限)

第8条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊の関係にある者が1人を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係にある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係にある者を含む。）並びにこの法人の職員（学校の長及び教員その他の職員を含む。以下同じ。）が含まれることになってはならない。
- 3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第9条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄付行為に著しく違反したとき
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (3) 職務上の義務に著しく違反したとき
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 役員は、次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(役員報酬)

第12条 役員に対して、別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第14条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第15条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを茨城県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄付行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第17条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄付行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかなければならない。

3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(責任の免除)

第20条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第21条 理事(理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。)又は監事(以下この条文において「非業務執行理事等」という。)が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般社団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第22条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、13人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、法令及びこの寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 11 議長は、評議員として議決に加わるができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるができない。

(議事録)

第23条 第19条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (3) 役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の業務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準
- (4) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 寄付行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) 寄付金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第25条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第26条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3人
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のものうちから、理事会において選任した者 3人
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 7人
- 2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。
 - 3 評議員のうちには、役員のいずれか一人と親族その他特殊の関係にある者の数又は評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(準用規定)

第27条 第12条の規定は、評議員について準用する。

(任期)

第28条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第29条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は、次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第30条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄付金品については、寄付者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分等の制限)

第32条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第33条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第34条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第35条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第36条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第37条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとする

するときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

（決算及び実績の報告）

第38条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。
2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第39条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支決算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。
2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄付行為（以下この項において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、請求があった場合（役員等名簿及び寄付行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（資産総額の変更登記）

第40条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第41条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

（解散）

第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。
(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における理事総数の3分の2以上の議決
(3) 合併
(4) 破産
(5) 茨城県知事の解散命令
2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては、茨城県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては、茨城県知事の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第43条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人又はその他教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得

て茨城県知事の認可を受けなければならない。

第7章 寄付行為の変更

(寄付行為の変更)

第45条 この寄付行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、茨城県知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、茨城県知事に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付け)

第46条 この法人は、第39条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、学校法人筑波学園の掲示板に掲示して行う。

(施行細則)

第48条 この寄付行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

付則1

1 この寄付行為は、茨城県知事の認可の日（昭和60年3月8日）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	戸谷 義明
理事	上野 光
理事	藤井 賢也
理事	大島 健亮
理事	長南 俊雄
理事	木村 実
監事	菊田 宏
監事	萩原 英彦

3 第25条第1項第2号の規定は、平成5年3月31日までの間は、同号中「学校を卒業した者」とあるのは「学校の在学する生徒の父兄」と読み替えて適用するものとする。

付則2

この寄付行為の変更は、茨城県知事の認可の日（平成6年12月15日）から施行する。

付則3

この寄付行為の変更は、茨城県知事の認可の日（平成10年3月31日）から施行する。

付 則 4

この寄付行為の変更は、茨城県知事の認可の日（平成13年3月30日）から施行する。

付 則 5

この寄付行為の変更は、茨城県知事の認可の日（平成15年3月25日）から施行する。

付 則 6

- 1 この寄付行為は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第25条第1項第2号中「学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「学校を卒業した者の父母若しくは保護者」と読み替えるものとする。

付 則 7

この寄付行為の変更は、茨城県知事の認可の日（平成21年3月26日）から施行する。

付 則 8

この寄付行為の変更は、茨城県知事の認可の日（平成30年1月9日）から施行する。

付 則 9

この寄付行為の変更は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 10

この寄付行為の変更は、令和2年5月12日から施行する。

付 則 11

この寄付行為の変更は、令和3年4月1日から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(1) <u>アール医療専門職大学</u> <u>リハビリテーション学部</u> <u>理学療法学科</u> <u>作業療法学科</u></p> <p>(2) <u>アール医療福祉専門学校</u> (医療専門課程、社会福祉専門課程、文化・教養専門課程、商業実務専門課程)</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>文部科学大臣</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>(解散)</p> <p>第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(5) <u>文部科学大臣</u>の解散命令 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては、<u>文部科学大臣</u>の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては、<u>文部科学大臣</u>の認定を受けなければならない。</p> <p>(合併)</p> <p>第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て<u>文部科学大臣</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>(寄付行為の変更)</p> <p>第45条 この寄付行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>に届け出なければならない。</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>アール医療福祉専門学校</u> (医療専門課程、社会福祉専門課程、文化・教養専門課程、商業実務専門課程)</p> <p>(監事の職務)</p> <p>第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>茨城県知事</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>(解散)</p> <p>第42条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(5) <u>茨城県知事</u>の解散命令 2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては、<u>茨城県知事</u>の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては、<u>茨城県知事</u>の認定を受けなければならない。</p> <p>(合併)</p> <p>第44条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て<u>茨城県知事</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>(寄付行為の変更)</p> <p>第45条 この寄付行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、<u>茨城県知事</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、<u>茨城県知事</u>に届け出なければならない。</p>

<p>付則12</p> <p><u>1 この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>理事長 戸谷 聡子</u> <u>理事 大島 健亮</u> <u>理事 宮嶋 光昭</u> <u>理事 稲本 修一</u> <u>理事 金澤 宏治</u> <u>理事 中村 茂美</u> <u>監事 増山 栄</u> <u>監事 荒木 雅江</u></p> <p><u>2 この寄付行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 年 月 日)から施行する。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類											
区	分	年 度		令和元 年度	令和2 年度	開設年度の前年度	開設年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	合 計
		校 地 (うち造成費)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	施 基 準 内		155,000	—	—	—	—	—	—	—	155,000
	設 基 準 外		12,934	187,034	127,680	—	—	—	—	—	327,648
	設 函 書		3,124	140,986	93,291	—	—	—	—	—	237,401
	備 教 具 具 品		—	—	52,281	—	—	—	—	—	52,281
	備 校 具 品		—	—	161,166	—	—	—	—	—	161,166
	小 計		171,058	328,020	434,418	—	—	—	—	—	933,496
新設校の開設年度の経常経費							375,124				375,124
合 計			171,058	328,020	434,418		375,124	—	—	—	1,308,620
既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	830,368 千円								
		基 準 外	— 千円								
	設 備	函 書	28,026 千円								
		教 具・校 具・備 品	12,132 千円								

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	1,308,620千円	令和元年度までに学納金等事業活動収入から積み立てた現金預金から令和2年度に328,020千円(5号館(体育館講義棟)実施設計管理費:16,500千円、5号館(体育館講義棟)新築費:311,520千円)を支出し、その残2,585,228千円のうち809,534千円を財源に充当する。
合 計	1,308,620千円	

様式第6号その2(第11条関係)

財 産 目 録 総 括 表				
科 目	年 度	令和元年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和2年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和3年3月31日)
一 基本財産		2,679,794 千円	3,375,786 千円	3,375,786 千円
二 運用財産		3,993,069 千円	3,775,139 千円	3,775,139 千円
三 負債額		418,774 千円	840,895 千円	840,895 千円
1 固定負債		5,000 千円	5,904 千円	5,904 千円
2 流動負債		413,774 千円	834,991 千円	834,991 千円
四 基本財産+運用財産		6,672,863 千円	7,150,925 千円	7,150,925 千円
五 純資産(四-三)		6,254,089 千円	6,310,030 千円	6,310,030 千円

貸借対照表

令和3年3月31日

(単位:円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	4,508,610,115	3,614,307,471	894,302,644
有形固定資産	3,375,785,998	2,679,793,682	695,992,316
特定資産	0	0	0
その他の固定資産	1,132,824,117	934,513,789	198,310,328
流動資産	2,642,314,786	3,058,555,513	△ 416,240,727
資産の部合計	7,150,924,901	6,672,862,984	478,061,917
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	5,904,240	5,000,000	904,240
流動負債	834,990,858	413,773,896	421,216,962
負債の部合計	840,895,098	418,773,896	422,121,202
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	4,329,362,679	4,023,142,389	306,220,290
第1号基本金	4,290,533,891	3,987,142,389	303,391,502
第2号基本金	0	0	0
第3号基本金	0	0	0
第4号基本金	38,828,788	36,000,000	2,828,788
繰越収支差額	1,980,667,124	2,230,946,699	△ 250,279,575
純資産の部合計	6,310,029,803	6,254,089,088	55,940,715
負債及び純資産の部合計	7,150,924,901	6,672,862,984	478,061,917

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

○ 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和元年度	校地取得	所在地:茨城県土浦市湖北一丁目5203番2・3 面積:3,413㎡	支払 令和元年6月	アール医療専門職大学及びアール医療福祉専門学校共用(体育館のみ)
	1号館(図書館研究室棟)の基本設計業務	鉄骨ALC6階建 1748.03㎡ 所在地:茨城県土浦市川口二丁目12番31号	支払 令和元年10月	アール医療専門職大学専用
	5号館(体育館講義棟)の基本設計業務	鉄骨ALC2階建 1715.39㎡ 所在地:茨城県土浦市湖北一丁目5203番2・3	支払 令和元年10月	アール医療専門職大学及びアール医療福祉専門学校共用(体育館のみ)
令和2年度	1号館(図書館研究室棟)の実施設計・監理業務	鉄骨ALC6階建 1748.03㎡ 所在地:茨城県土浦市川口二丁目12番31号	令和元年10月 令和3年3月	アール医療専門職大学専用
	5号館(体育館講義棟)の実施設計・監理業務	鉄骨ALC2階建 1715.39㎡ 所在地:茨城県土浦市湖北一丁目5203番2・3	令和元年10月 令和3年3月	アール医療専門職大学及びアール医療福祉専門学校共用(体育館のみ)
	5号館(体育館講義棟)の新築工事	鉄骨ALC2階建 1715.39㎡ 所在地:茨城県土浦市湖北一丁目5203番2・3	令和2年6月着工 令和3年3月完成	アール医療専門職大学及びアール医療福祉専門学校共用(体育館のみ)
	1号館(図書館研究室棟)の改修工事	鉄骨ALC6階建 1748.03㎡ 所在地:茨城県土浦市川口二丁目12番31号	令和2年7月着工 令和3年3月完成	アール医療専門職大学専用
	既存棟3(大学本部棟)の改修工事	鉄骨ALC5階建 2階・3階改修 213.02㎡ 所在地:茨城県土浦市湖北二丁目10番35号	令和3年3月着工 令和3年5月完成	アール医療専門職大学専用
	アール医療福祉専門学校リハビリ教育機器の購入	設置場所:既存棟(3) 数量:4式	令和2年6月 購入	アール医療専門職大学及びアール医療福祉専門学校共用
	アール医療福祉専門学校看護棟の外壁補修	鉄骨ALC4階建 3383.90㎡ 所在地:茨城県土浦市川口二丁目12番31号	令和2年10月着工 令和3年1月完成 令和3年2月 支払	アール医療福祉専門学校看護学科専用
	アール医療福祉専門学校看護棟講堂のAV機器の改修	設置場所:看護棟 数量:1式	令和2年10月 購入	アール医療福祉専門学校看護学科専用
	アール医療福祉専門学校看護棟のLANポート設置	設置場所:看護棟 数量:1式	令和2年12月 購入	アール医療福祉専門学校看護学科専用

令和3年度	大学設置に係るリハビリ教育機器購入	設置場所:本部棟 数量:1式	令和3年8月 購入予定	アール医療専門職大学専用
	大学等体育館講義棟に係る校具購入	設置場所:体育館講義棟 数量:1式	令和3年8月 購入予定	アール医療専門職大学及びアール医療福祉専門学校共用(体育館のみ)
	大学図書館研究室棟に係る校具購入	設置場所:図書館研究室棟 数量:1式	令和3年8月 購入予定	アール医療専門職大学専用
	大学設置に係る図書購入	設置場所:図書館研究室棟 冊数:11,030冊	令和3年10月 購入予定	アール医療専門職大学専用
	大学設置に係る図書管理システム購入	設置場所:図書館研究室棟 数量:1式	令和3年8月 購入予定	アール医療専門職大学専用
	大学設置に係る学籍管理システム購入	設置場所:本部棟 数量:1式	令和3年8月 購入予定	アール医療専門職大学専用
	大学設置に係る無線LAN新設	設置場所:本部棟、既存棟(1) 数量:1式	令和4年1月 購入予定	アール医療専門職大学専用
	大学設置に係る無線LAN新設	設置場所:体育館講義棟 数量:1式	令和4年1月 購入予定	アール医療専門職大学専用
	大学研究室に係るOA機器購入	設置場所:図書館研究室棟 数量:15台	令和4年2月 購入予定	アール医療専門職大学専用
令和4年度	図書購入	設置場所:図書館研究室棟 冊数:1,000冊	令和4年9月 購入予定	アール医療専門職大学専用
	大学研究室に係るOA機器購入	設置場所:図書館研究室棟 数量:3台	令和5年2月 購入予定	アール医療専門職大学専用
令和5年度	図書購入	設置場所:図書館研究室棟 冊数:1,000冊	令和5年9月 購入予定	アール医療専門職大学専用
	大学研究室に係るOA機器購入	設置場所:図書館研究室棟 数量:6台	令和6年2月 購入予定	アール医療専門職大学専用
令和6年度	図書購入	設置場所:図書館研究室棟 冊数:1,000冊	令和6年9月 購入予定	アール医療専門職大学専用
令和7年度	図書購入	設置場所:図書館研究室棟 冊数:1,000冊	令和7年9月 購入予定	アール医療専門職大学専用

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		152,000	281,200	403,600	525,200
手数料収入		4,140	4,154	4,477	4,612
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		1,046	1,596	1,746	1,866
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		209,200	295,600	381,200	381,200
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		△ 118,000	△ 209,200	△ 295,600	△ 381,200
前年度繰越支払資金		109,800	48,378	64,246	170,563
収入の部合計		358,186	421,728	559,669	702,241

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		224,900	252,320	277,720	277,720
教育研究経費支出		53,852	69,478	75,812	86,622
管理経費支出		29,656	34,284	34,874	39,434
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		1,400	1,400	700	400
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		10,800	10,800	10,800	10,800
[予備費]		—	—	—	—
資金支出調整勘定		△ 10,800	△ 10,800	△ 10,800	0
翌年度繰越支払資金		48,378	64,246	170,563	287,265
支出の部合計		358,186	421,728	559,669	702,241

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目		年度	開設年度	開設2年目	開設3年目	完成年度
			新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	152,000	281,200	403,600	525,200
		手数料	4,140	4,154	4,477	4,612
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	0	0	0	0
		雑収入	1,046	1,596	1,746	1,866
		教育活動収入 計	157,186	286,950	409,823	531,678
	支出	人件費	224,900	252,320	277,720	277,720
		教育研究経費	120,468	136,174	140,140	153,398
		管理経費	29,756	34,584	31,204	31,294
		徴収不能額等	0	0	0	0
教育活動支出 計		375,124	423,078	449,064	462,412	
教育活動収支差額		△ 217,938	△ 136,128	△ 39,241	69,266	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0	0
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
		教育活動外収支差額	0	0	0	0
経常収支差額		△ 217,938	△ 136,128	△ 39,241	69,266	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出 計	0	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	0	
〔 予備費 〕		—	—	—	—	
基本金組入前当年度収支差額		△ 217,938	△ 136,128	△ 39,241	69,266	
基本金組入額合計		△ 1,400	△ 1,400	△ 700	△ 400	
当年度収支差額		△ 219,338	△ 137,528	△ 39,941	68,866	
前年度繰越収支差額		2,600	△ 216,738	△ 354,266	△ 394,207	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 216,738	△ 354,266	△ 394,207	△ 325,341	

(参考)

事業活動収入 計	157,186	286,950	409,823	531,678
事業活動支出 計	375,124	423,078	449,064	462,412